

子どもふれあいスクール ガイドライン 8月19日改訂版

※ 8月19日に各学校に事務連絡として発出された『新潟市立学校園「子どもたちの笑顔のために」(ガイドライン改訂版R2.5.25)の更新について』より、「子どもふれあいスクール」に関する部分を抜粋し、加筆したものです。

1

2 子どもふれあいスクール



(6/19に「ふれあいスクール事業再開に向けたガイドライン」を発出)

1 再開時期について

- 7/1以降、学校の状況に応じ、準備が整ったところから再開する。(夏季休業明けの再開も可)

2 教育委員会との協議

NEW(再確認)

- 運営委員会(学校、運営委員長、PTA、運営主任、地域教育推進課など)で再開時期や活動内容などを検討し、再開前に保護者向け文書を配付する。
- 開始時期未定の学校は、開始日が決まったら地域教育推進課に速やかに報告する。(消耗品の準備のため)

NEW

※ 現時点で実施可否を検討中の学校については、地域教育推進課に連絡の上、運営委員会を開催して方向性を決定する。

NEW

2

2 子どもふれあいスクール



3 実施の際の留意点

NEW

- 6/19 発出のガイドラインに則り対応するが、**感染症対策の実施について一部、下記のとおり変更する。**
 - 机、椅子の消毒作業は基本的には不要とする。
 - 共用する遊具や用具、大勢がよく手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は、これまでと同様に活動終了後に消毒を行う。
 - 児童には、「手洗いの大切さ」を十分に指導し、活動前と活動後に石鹸を使った手洗いを徹底させる。

3

2 子どもふれあいスクール



4 感染レベルを踏まえての対応

NEW

※ 今後、感染状況がレベル3及びレベル2に相当する状況となった場合には、教育委員会より通知する。

- **「感染レベル2」の状況**
 - 「接触」「密集」「近距離での活動」「向かい合っでの発声」を避ける。
 - 状況に応じ、実施回数や時間の変更などの対応を検討する。（決定前に、地域教育推進課へ電話連絡をする）
上記の対応をとる場合、学校の管理職と相談の上、早めに保護者に連絡する。
 - スタッフ及びボランティアは、同居する家族に風邪症状が見られる場合、活動への参加を控える。

4

2 子どもふれあいスクール



4 感染レベルを踏まえての対応 NEW

○ 「感染レベル3」の状況

- ・ ふれあいスクールは休止とし、保護者への連絡を早めに行う。
(その後の対応については、地域教育推進課と協議する)

5

2 子どもふれあいスクール



5 感染レベル

「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」文部科学省(2020年8月6日)より

「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準

地域の感染レベル	身体的距離の確保	感染リスクの高い 教科活動	部活動 (自由意思の活動)
レベル3	できるだけ2m程度 (最低1m)	行わない	個人や少人数での リスクの低い活動で短 時間での活動に限定
レベル2	できるだけ2m程度 (最低1m)	リスクの低い活動か ら徐々に実施	リスクの低い活動から 徐々に実施し、教師 等が活動状況の確認 を徹底
レベル1	1mを目安に 学級内で最大限の 間隔を取ること	適切な感染対策を 行った上で実施	十分な感染対策を 行った上で実施

2 子どもふれあいスクール



「レベル3」・・・生活圏内の状況が、「特定(警戒)都道府県」に相当する感染状況である地域（累積患者数、感染経路が不明な感染者数の割合、直近1週間の倍加時間などで判断する。特措法第45条に基づく「徹底した行動変容の要請」で新規感染者数を劇的に抑え込む地域。）

「レベル2」・・・生活圏内の状況が、

①「感染拡大注意都道府県」に相当する感染状況である地域（特定(警戒)都道府県の指定基準等を踏まえつつ、その半分程度などの新規報告者等で判断することが考えられる。感染状況をモニタリングしながら、「新しい生活様式」を徹底するとともに、必要に応じ、知事が特措法第24条第9項に基づく協力要請を実施する地域）及び

②「感染観察都道府県」に相当する感染状況である地域のうち、感染経路が不明な感染者が過去に一定程度存在していたことなどにより当面の間注意を要する地域

「レベル1」・・・生活圏内の状況が、感染観察都道府県に相当する感染状況である地域のうち、レベル2にあたらないもの（新規感染者が一定程度確認されるものの、感染拡大注意都道府県の基準には達していない。引き続き感染状況をモニタリングしながら、「新しい生活様式」を徹底する地域）